

へきなん障害者ハーモニープラン策定業務委託仕様書

1 委託の目的

令和３年３月に策定したへきなん障害者ハーモニープランとの整合性と図った上で以下の２計画を一体とした計画を策定すること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８７条に規定する基本指針に即した第６期碧南市障害福祉計画を見直し策定する、令和６年度から令和８年度の３年間を計画対象期間とする第７期碧南市障害福祉計画
- (2) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１９に規定する基本指針に即した第２期障害児福祉計画を見直し策定する、令和６年度から令和８年度の３年間を計画対象期間とする第３期障害児福祉計画

2 委託内容

(1) 基礎調査及び分析

ア 関連資料、データ等の収集及び分析

計画策定の前提として、施策動向、碧南市の概要、地域内福祉資源等の把握、障害者（児）の現況や特性、現行計画の取組状況、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の利用実績、事業所の動向を基に、分析を行う。

イ 施策・事業の洗い出し

障害者（児）に係る現行施策、事業の取組状況やサービス提供体制等を洗い出し、評価・分析を行うことにより、碧南市の課題をとらえる。

(2) 目標の設定、素案の作成及び協議

ア 施策の作成及び内容協議

分析課題、国及び県の計画策定に関する考え方や碧南市の課題を踏まえ、骨子を策定する。

イ 将来推計、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の見込量検討

人口、障害者（児）数などから過去の傾向や地域ニーズを勘案の上、推計する。

ウ ヒアリングの実施

関係団体、事業所等を対象としたヒアリングに係る調査票を設計した後、ヒアリ

ングを実施する（５０団体程度）。実施後は、結果等を集約・分析する。

エ 目標の設定等のとりまとめ

上記(2)アからウまでを踏まえ、施策や事業の達成度評価等から計画素案をとりまとめる。

(3) 計画案の作成及び協議

数値目標を含む計画内容の全体調整、内容協議を行い、碧南市の地域特性を踏まえた計画素案を作成する。

(4) パブリックコメント支援、計画全体案のとりまとめ及び全体調整

パブリックコメント実施における支援を行い、計画全体案としてのとりまとめの全体調整を行うとともに、修正等を行い、計画書及び計画書概要版を作成し、納品を行う。

(5) 委員会等の運営支援

本計画策定にあたり設置する策定委員会（地域自立支援協議会）についてそれぞれの会議に関する企画及び資料を作成するとともに以下の会議に出席し運営について事務局を支援する。なお、策定委員会は日程調整を行い４回開催予定。

(6) 説明資料等の作成

市議会等に向け、事前に本計画策定についての説明資料及び想定問答を作成する。

(7) 計画策定の進捗管理

必要に応じてスケジュールの管理及び市担当者との打ち合わせ等を行い、円滑な計画策定のための支援を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

4 校正

５回以上行うこと。

5 成果品

この委託業務の成果として納品するものは次のとおりとし、成果品の権利は、碧南市に帰属するものとする。

(1) へきなん障害者ハーモニープラン

Ｗｏｒｄ形式及びＰＤＦ形式にて、全編一括データ及び章別等分割データ各１式

(2) へきなん障害者ハーモニープランの概要版（音声コード及び切り欠き加工あり）

カラー印刷５０部並びにＷｏｒｄ形式及びＰＤＦ形式にて各１式

(3) 会議・打合せ等協議記録

各会議・打合せ等ごとにＷｏｒｄ形式にて各１式（各会議等終了後１週間以内に提出すること。）

(4) 上記成果品のデータを記録した電子記録媒体（ＤＶＤ等で２組）

6 個人情報の取扱い

碧南市から提供した個人情報は取り扱いに十分注意し、目的以外に使用しないこと。
また事業終了後、碧南市から提供した情報を返却すること。

7 その他

本業務の遂行にあたり、契約約款及び本仕様書に明示のない事項又は疑義を生じた場合は、その都度、市と受託者とで協議のうえ決定するものとする。